

平成25年9月30日

観光振興課 奈良町にぎわい室
電話 0742-24-8936

奈良市ならまち町家建物内部改修モデル事業補助金交付の実施について

奈良市では、奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助対象事業による景観保存に加えて、町家の内部改修工事に要する経費の一部を補助するために、「奈良市ならまち町家建物内部改修モデル事業補助金交付要綱」に基づく補助金交付を10月15日から実施します。

【要綱概要】

目的： 町家保存のモデル事業として、奈良町の伝統的な町並みを保存し、町家の保全活用を促進するものです。

実施期間： 平成25年10月15日～平成28年3月31日（予定）

対象区域： 都市景観形成地区内（別紙資料：区域図）

対象建築物： 指定建造物若しくは選定建造物又は登録有形文化財（参考）

対象建築物	件数
指定建造物	197件
選定建造物	436件
登録有形文化財	31件
合計	664件

補助対象者： 対象建築物は占有者（ただし、市税滞納者は除く）の所有者又

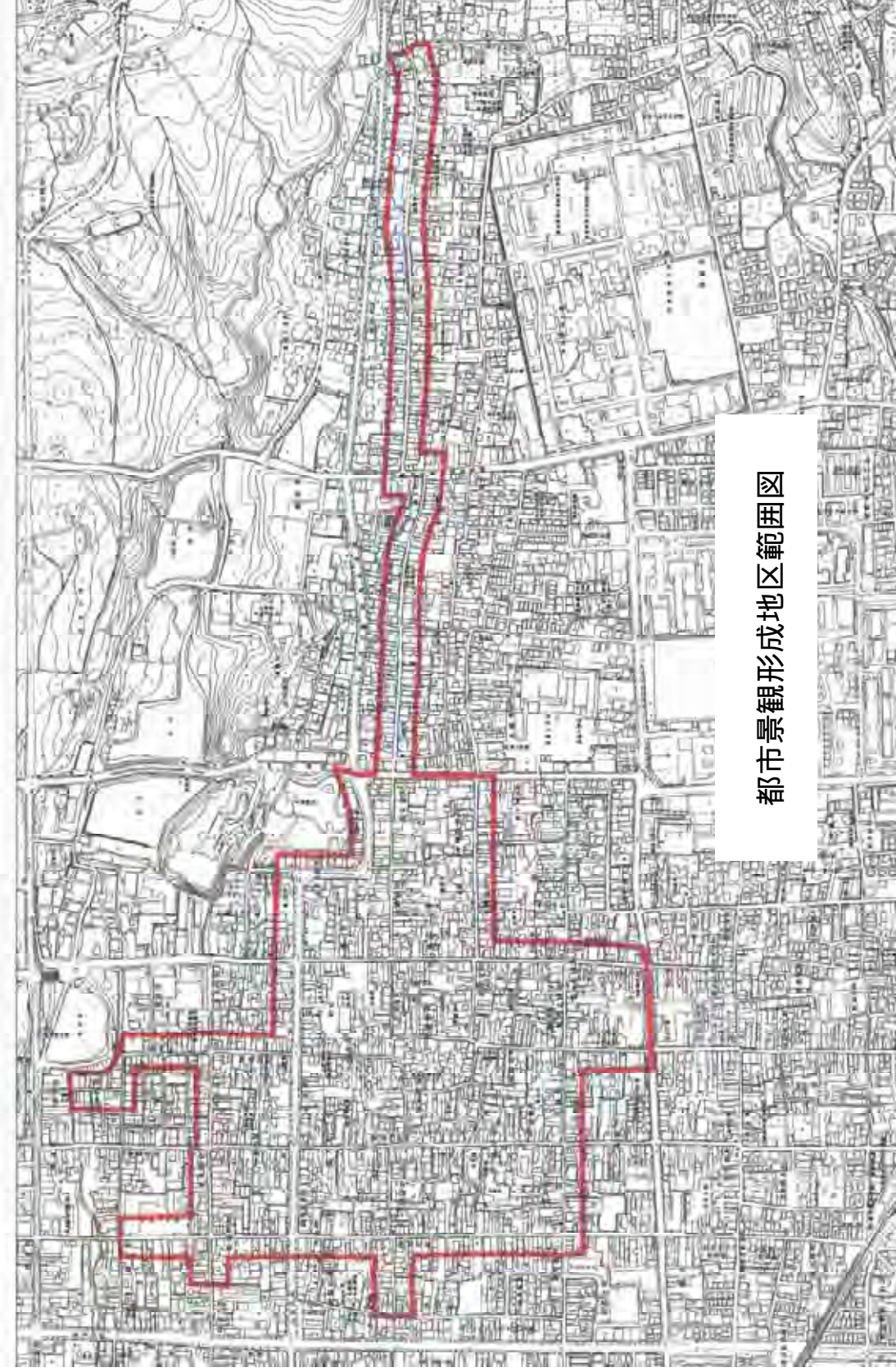
対象工事： 奈良町の伝統的な町家を維持し、継続使用するために必要な工事

今年度予算： 3000万円

補助金限度額： 500万円/件

補助率： 内部改修工事で補助対象部分に要する工事費の2分の1

奈良町都市景観形成地区（下図で囲まれた区域）



都市景観形成地区範囲図

奈良市ならまち町家建物内部改修モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助対象事業による景観保存に加えて、ならまち町家の保存モデル事業として、奈良町の伝統的な町並みを保存し、町家の保全活用を促進することを目的として、町家の内部改修工事に要する経費について、予算の範囲内で奈良市ならまち町家建物内部改修モデル事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則（昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市景観形成地区 なら・まほろば景観まちづくり条例（平成2年奈良市条例第12号）第9条第1項の規定により指定された都市景観形成地区をいう。
- (2) 指定建造物及び選定建造物 奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助金交付要綱（平成6年奈良市告示第100号）第4条第1項第1号に規定する指定建造物及び選定建造物をいう。
- (3) 登録有形文化財 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第58条に規定する登録有形文化財をいう。

(対象建築物)

第3条 対象となる建築物（以下「対象建築物」という。）は、指定建造物若しくは選定建造物又は登録有形文化財として登録された建造物で都市景観形成地区内に存するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「対象者」という。）は、対象建築物の所有者又は占有者（所有者の同意を得た者に限る。）とする。ただし、市税を滞納している者は除く。

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、奈良町の伝統的な町家を維持し継続使用するために必要とする別表に掲げる工事とする。ただし、奈良市が実施する他の支援制度による補助を受けるものは除く。

2 対象者は、別に定める要領の規定により事前協議を行うものとする。

3 対象工事は、当該年度内に完了するものとし、翌年度への繰越は認めないものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、対象工事に要する経費の額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

2 前項の補助金の最高限度額は、本事業を通して対象建築物1件につき500万円とする。

ただし、同一敷地内で2以上の対象建築物が存在する場合は合わせて500万円とする。

3 補助金の交付は、対象者ごとに1年度につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 対象者は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書及び事業計画書
- (2) 工事費見積書
- (3) 対象建築物及び対象建築物の存する土地に係る権限を証明する書類（発行日から3箇月以内のものに限る。）
- (4) 占有者及び占有者が対象工事を行う場合の所有者の印鑑証明書（発行日から3箇月以内のものに限る。）
- (5) 対象工事についての所有者の同意書（占有者が対象工事を行う場合に限る。）
- (6) 対象建築物に係る付近見取図、配置図、平面図、立面図及び断面図並びに対象工事部分の展開図、断面図及び断面詳細図並びに対象工事部分の現況写真2枚以上
- (7) 建築確認済書（建築確認が必要な場合に限る。）
- (8) 納税証明書
- (9) その他市長が必要と認める書類
（補助金の実績報告）

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、対象工事が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書及び事業報告書
- (2) 対象工事の請負契約書の写し
- (3) 対象工事に要した経費の請求書の写し
- (4) 対象工事の着手前、工事中及び完了後の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付を受けた後に、対象工事に要した経費の領収書の写しを提出しなければならない。

（補助金の返還）

第9条 補助金の交付を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付目的に反して変更を行う場合は、既に交付を受けた補助金の全部又は一部を市長に返還しなければならない。ただし、補助金の交付後10年を経過したときは、この限りでない。

（補助対象事業の公表）

第10条 補助事業者は、補助事業の完了後、本要綱の趣旨に基づく事業促進のため、工事の概要、写真等を、市が市ホームページ、パンフレット等を利用して当該対象工事の概要について公表することに同意するものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成25年10月15日から施行する。

（この告示の失効）

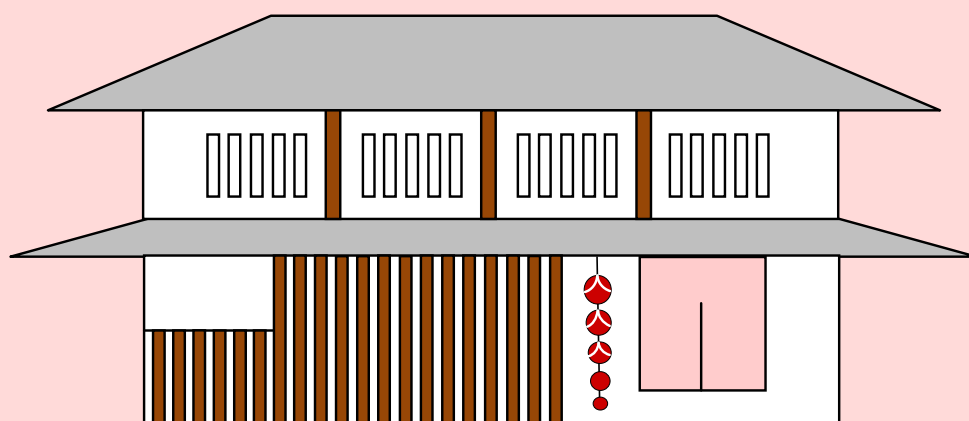
2 この告示は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付申請があった補助金の交付については、同日後もなおその効力を有する。

別表（第5条関係）

部 位	補 助 対 象	補 助 対 象 外
基礎	玉石基礎・布基礎・べた基礎 ・土台・火打ち土台・防蟻処理等	—
柱	通し柱・管柱・付け柱・筋かい等	—
梁	大梁・小梁・火打ち梁等	—
床	1階床組み・2階床組み・仕上げ材・ 下地材・床下防湿処理等	—
内壁	仕上げ材・下地材・階段等	—
天井	仕上げ材・下地材等	—
内部建具	襖・障子・引き戸・扉・引違い戸等	—
造作	押入れ・床の間等	家具・造付け家具・バリアフリ ー・カーテン及びレール・下駄 箱等
断熱	床・壁・天井・小屋裏等	—
耐震改修	耐震改修補強等	耐震診断・耐震設計
建築設備	ユニットバス・浴槽・便器・流し台 等	システムキッチン・洗面化粧台 等
電気設備	—	家電製品・空調機器・太陽光発 電・オール電化・床暖房・EV・ 防犯機器・換気扇・電気配線・ 床下換気設備等
給排水設備	—	給湯機器・給排水器具・浄化槽・ 保温処理・配管等
解体	—	解体撤去工事、処分費
庭・井戸・ぬれ縁	建物内の通り庭	中庭・井戸・ぬれ縁

ならまち町家の内部改修の 補助金交付事業

住みよい町家にするために
町家の保全活用のために



観光振興課奈良町にぎわい室

ならまち建物内部改修の補助金について

～奈良市ならまち町家建物内部改修モデル事業補助金とは～

奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助対象事業による景観保存（屋根・外壁）に加えて、ならまち町家の保存モデル事業として、奈良町の伝統的な町並みを保存し、町家の保全活用を促進することを目的として、町家の内部改修工事に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

補助対象の条件は？

次の条件を満たす場合、補助金を受けることができます。

◆対象となる建築物

- ・都市景観形成地区内にあること。
- ・指定建造物若しくは選定建造物又は登録有形文化財であること。
- ・工事を始める前であること。

既に完成している場合や着工している行為は対象外です。

◆申請者の条件

- ・対象となる建築物の所有者または占有者であること。（奈良市民に限りません）
- ・補助金の交付を受けようとする人は、市税を滞納していないこと。

どのような工事が対象となるの？

＜対象となる工事＞

- 例) ・床、天井の張り替え等
- ・耐震改修補強等
 - ・ユニットバス、浴槽、便器、流し台等

他

＜対象外となる工事＞

- 例) ・バリアフリー、オール電化、給湯機器等
- ・耐震診断、耐震設計
 - ・システムキッチン、洗面化粧台等
 - ・解体撤去工事

他



※補助対象の条件及び詳細については、要綱または観光振興課奈良町にぎわい室にてご確認ください。

補助金を受けることができる期間は？

- ・平成25年10月15日～平成28年3月31日（モデル事業実施期間）
- ・補助申請等の手続き及び工事が、その年の4月から翌年の3月までに完了するものに限ります。
- ・複数年度にわたる工事については、補助対象外となりますのでご注意ください。

補助金の額はどうやって決まるの？

補助金は、次のように算定されます。

- ・提出された図面、見積書を基に市で、数量の確認を行います。
- ・補助対象部分を決定し、補助対象額を算出します。
- ・算出された補助対象額に補助率を掛け、補助金の決定とします。

※実際の工事見積費用がそのまま補助金の対象とはなりません。

補助率について

補助率については次のとおりとなります。

- ・内部改修工事のうち補助対象部分の工事費に対して
（補助金限度額：500万円 補助率：50%）

申請時や完了時に必要な書類

＜申請時＞

- ・補助金交付申請書
（奈良市補助金交付規則第1号様式）
- ・同意書
土地・建物の所有者・補助金の交付を受ける者
（10年以上建造物の保全に努める旨）
- ・納税証明書
- ・印鑑証明書（3か月以内に発行されたもの）
- ・土地に係る権限を証明する書類（土地・建築物）
- ・全体の工事見積、必要図面
- ・相手方登録申請書（銀行口座・実印）
- ・建築確認済証（必要な場合）

＜完了時＞

- ・補助金等実績報告書
（奈良市補助金交付規則第4号様式）
- ・補助金交付請求書
（奈良市補助金交付規則第6号様式）
- ・請負契約書の写し
- ・請求書の写し
- ・工事施工中及び竣工写真
- ・検査済証等（建築確認を有する行為の場合）

補助対象事業の公表について

- ・補助事業の完了後、工事の概要及び写真等を、市ホームページ、パンフレット等を利用して、市が当該対象工事の概要について公表することに同意していただきます。

その他の注意点

- ・補助申請者と土地、建物の所有者が異なる場合、所有者の実印が押された「同意書」と「印鑑証明書」の提出が必要です。
- ・補助を受けてから10年間は、内部を変更することはできません。
- ・補助を受けられるのは、1年度につき1回限りです。
- ・事業促進のため、公表するにあたり「同意書」の提出を求めます。
- ・補助金には、予算の限度があります。予算がなくなり次第、終了となります。
- ・補助金の算定については、上記の算定作業が必要となりますので、十分に余裕をもって相談してください。(通常、1か月程度)
- ・奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助対象事業と併用して利用することも可能です。

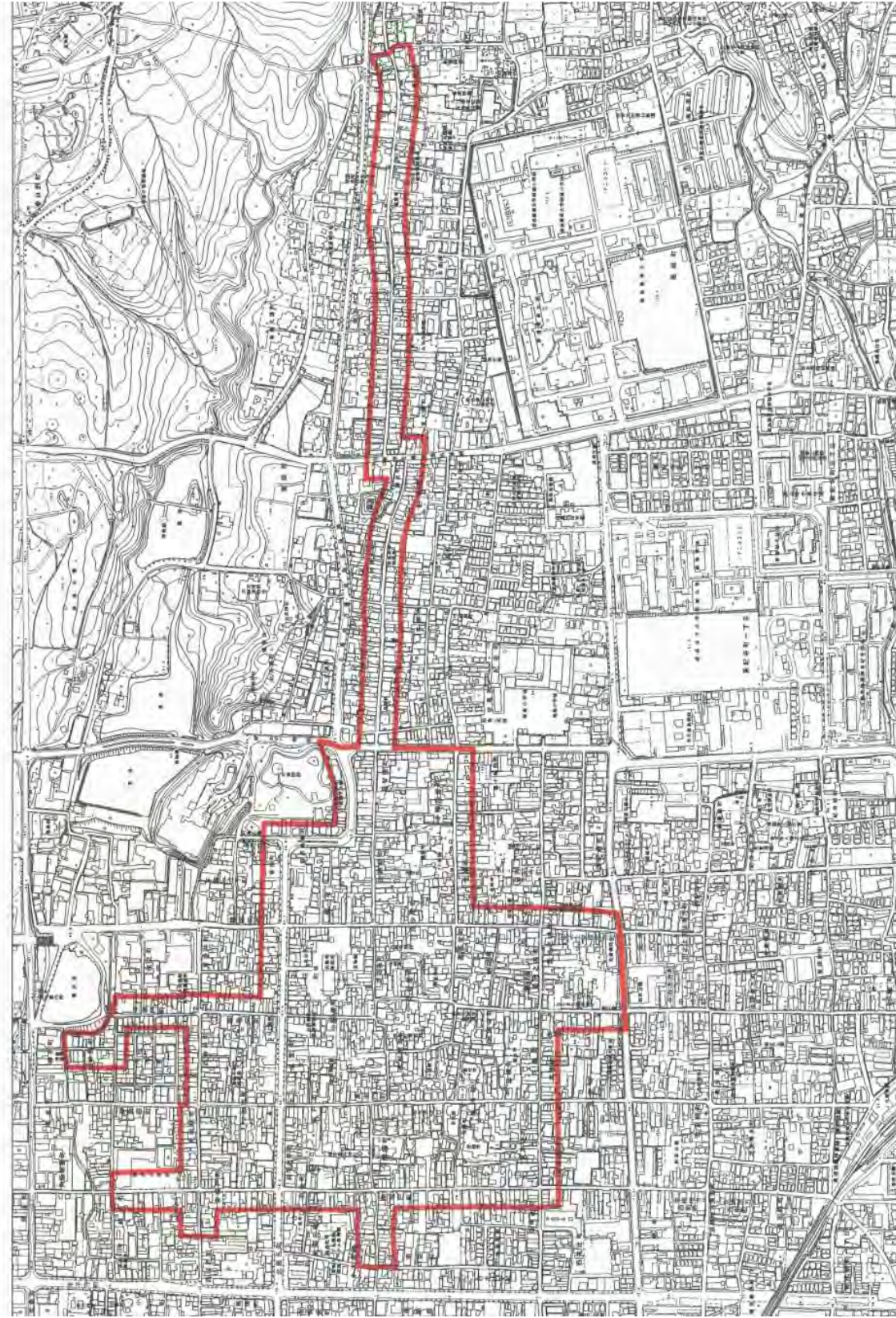
【問い合わせ】

観光振興課奈良町にぎわい室（鳴川町37-4）

TEL：0742-24-8936 FAX：0742-24-8937

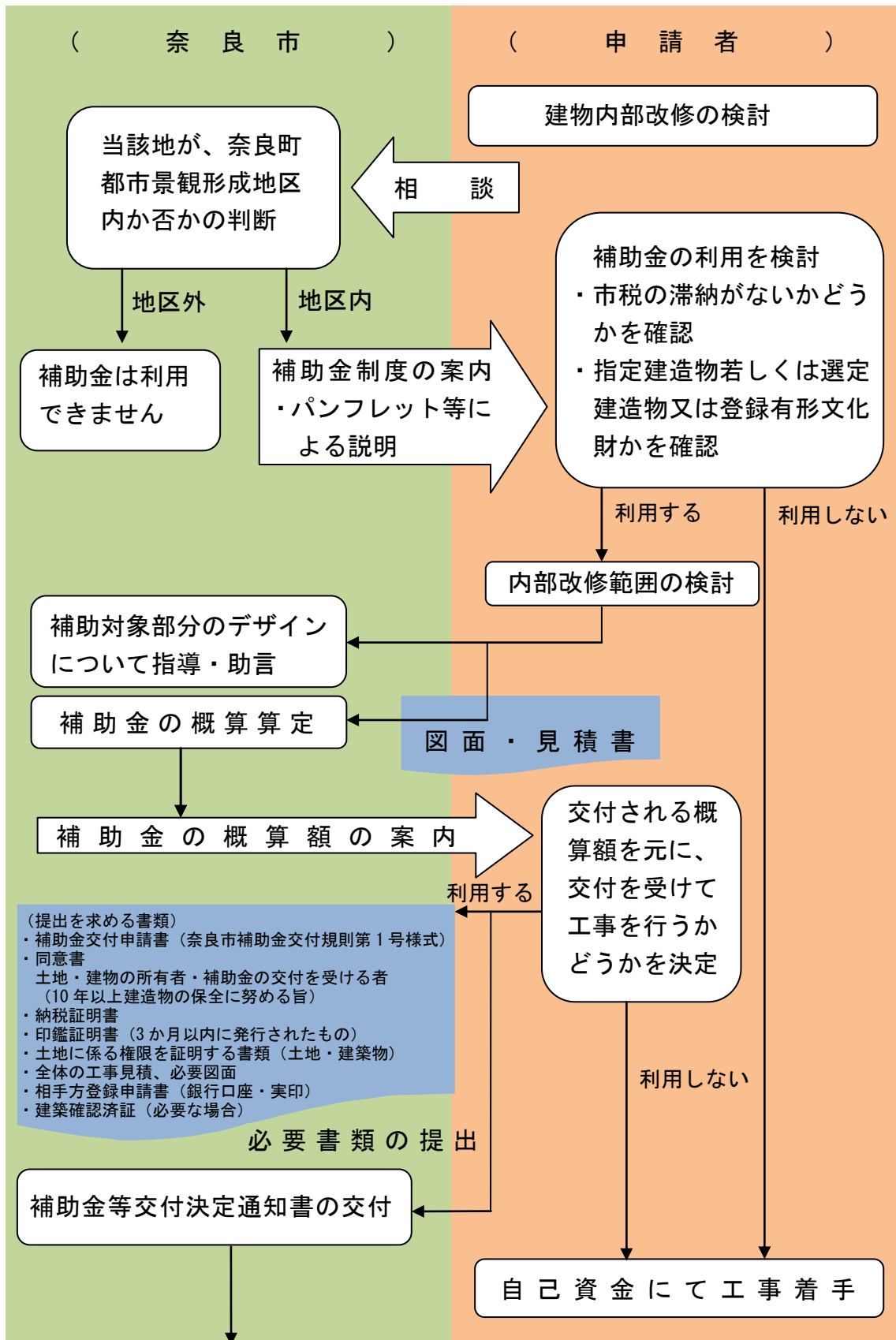
E-Mail:kankoushinko@city.nara.lg.jp

奈良町都市景観形成地区（下図で囲まれた区域）

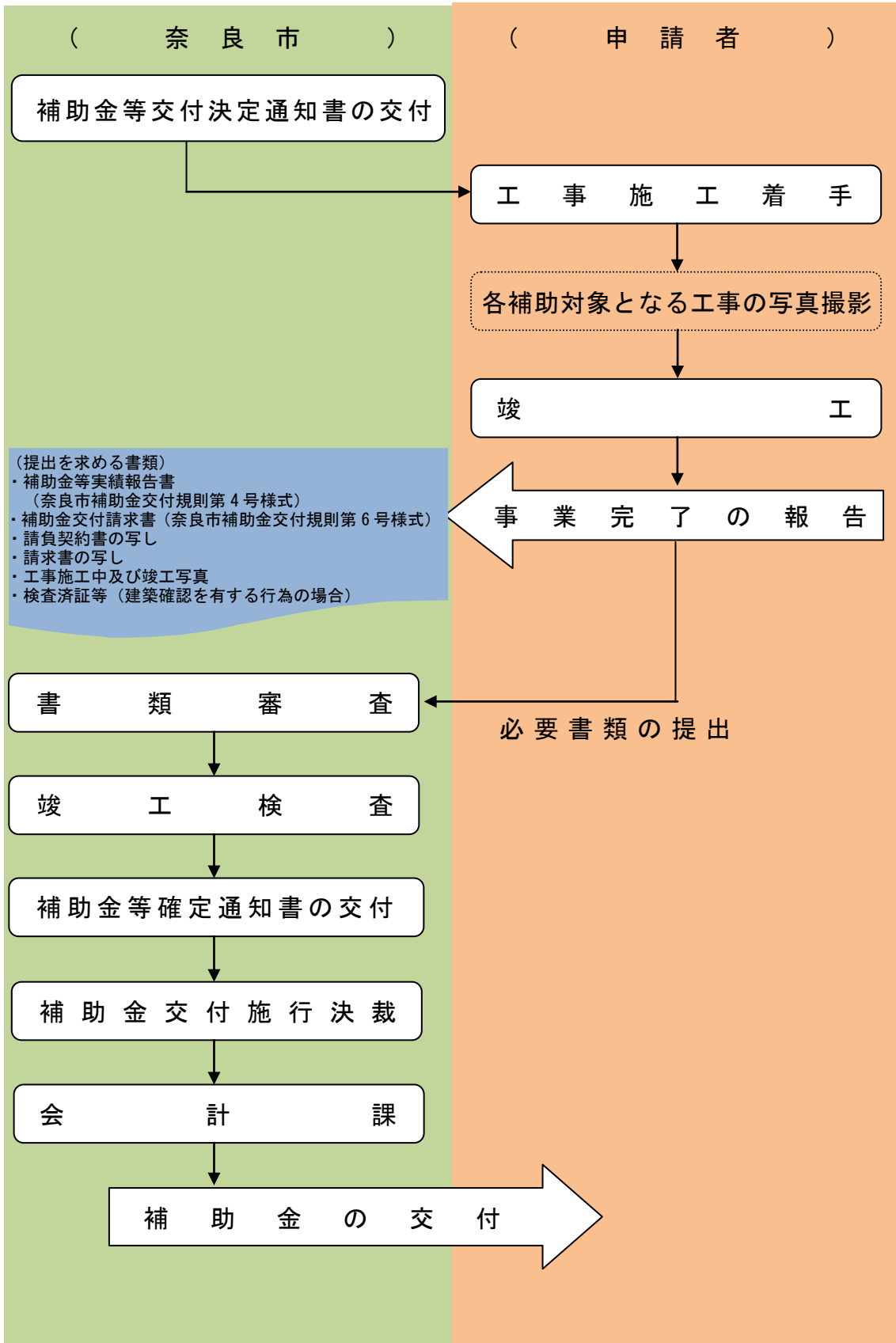


都市景観形成地区範囲図

ならまち町家建物内部改修モデル事業補助金交付フロー（施工着手までの流れ）



内部改修モデル事業補助金交付フロー（施工着手から補助金交付までの流れ）



奈良市ならまち町家建物内部改修モデル事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助対象事業による景観保存に加えて、ならまち町家の保存モデル事業として、奈良町の伝統的な町並みを保存し、町家の保全活用を促進することを目的として、町家の内部改修工事に要する経費について、予算の範囲内で奈良市ならまち町家建物内部改修モデル事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、奈良市補助金等交付規則(昭和59年奈良市規則第23号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)都市景観形成地区 なら・まほろば景観まちづくり条例(平成2年奈良市条例第12号)第9条第1項の規定により指定された都市景観形成地区をいう。
- (2)指定建造物及び選定建造物 奈良市都市景観形成地区建造物保存整備費補助金交付要綱(平成6年奈良市告示第100号)第4条第1項第1号に規定する指定建造物及び選定建造物をいう。
- (3)登録有形文化財 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第58条に規定する登録有形文化財をいう。

(対象建築物)

第3条 対象となる建築物(以下「対象建築物」という。)は、指定建造物若しくは選定建造物又は登録有形文化財として登録された建造物で都市景観形成地区内に存するものとする。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「対象者」という。)は、対象建築物の所有者又は占有者(所有者の同意を得た者に限る。)とする。ただし、市税を滞納している者は除く。

(補助対象工事)

第5条 補助金の交付の対象となる工事(以下「対象工事」という。)は、奈良町の伝統的な町家を維持し継続使用するために必要とする別表に掲げる工事とする。ただし、奈良市が実施する他の支援制度による補助を受けるものは除く。

- 2 対象者は、別に定める要領の規定により事前協議を行うものとする。
- 3 対象工事は、当該年度内に完了するものとし、翌年度への繰越は認めないものとする。

(補助金の額)

- 第6条 補助金の額は、対象工事に要する経費の額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。
- 2 前項の補助金の最高限度額は、本事業を通して対象建築物1件につき500万円とする。ただし、同一敷地内で2以上の対象建築物が存在する場合は合わせて500万円とする。
 - 3 補助金の交付は、対象者ごとに1年度につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第7条 対象者は、規則第4条第1項に規定する補助金等交付申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1)収支予算書及び事業計画書
- (2)工事費見積書
- (3)対象建築物及び対象建築物の存する土地に係る権限を証明する書類(発行日から3箇月以内のものに限る。)

- (4)占有者及び占有者が対象工事を行う場合の所有者の印鑑証明書(発行日から3箇月以内のものに限る。)
- (5)対象工事についての所有者の同意書(占有者が対象工事を行う場合に限る。)
- (6)対象建築物に係る付近見取図、配置図、平面図、立面図及び断面図並びに対象工事部分の展開図、断面図及び断面詳細図並びに対象工事部分の現況写真2枚以上
- (7)建築確認済書(建築確認が必要な場合に限る。)
- (8)納税証明書
- (9)その他市長が必要と認める書類
(補助金の実績報告)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、対象工事が完了したときは、規則第14条に規定する補助事業等実績報告書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1)収支決算書及び事業報告書
- (2)対象工事の請負契約書の写し
- (3)対象工事に要した経費の請求書の写し
- (4)対象工事の着手前、工事中及び完了後の写真
- (5)その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付決定を受けた者は、補助金の交付を受けた後に、対象工事に要した経費の領収書の写しを提出しなければならない。

(補助金の返還)

第9条 補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付目的に反して変更を行う場合は、既に交付を受けた補助金の全部又は一部を市長に返還しなければならない。ただし、補助金の交付後10年を経過したときは、この限りでない。

(補助対象事業の公表)

第10条 補助事業者は、補助事業の完了後、本要綱の趣旨に基づく事業促進のため、工事の概要、写真等を、市が市ホームページ、パンフレット等を利用して当該対象工事の概要について公表することに同意するものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年10月15日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付申請があった補助金の交付については、同日後もなおその効力を有する。

別表(第5条関係)

部 位	補 助 対 象	補 助 対 象 外
基礎	玉石基礎・布基礎・べた基礎 ・土台・火打ち土台・防蟻処理等	—
柱	通し柱・管柱・付け柱・筋かい等	—
梁	大梁・小梁・火打ち梁等	—
床	1階床組み・2階床組み・仕上げ材・下地材・ 床下防湿処理等	—
内壁	仕上げ材・下地材・階段等	—
天井	仕上げ材・下地材等	—
内部建具	襖・障子・引き戸・扉・引違い戸等	—
造作	押入れ・床の間等	家具・造付け家具・バリアフリー・カーテ ン及びレール・下駄箱等
断熱	床・壁・天井・小屋裏等	—
耐震改修	耐震改修補強等	耐震診断・耐震設計
建築設備	ユニットバス・浴槽・便器・流し台等	システムキッチン・洗面化粧台等
電気設備	—	家電製品・空調機器・太陽光発電・オー ル電化・床暖房・EV・防犯機器・換気 扇・電気配線・床下換気設備等
給排水設備	—	給湯機器・給排水器具・浄化槽・保温 処理・配管等
解体	—	解体撤去工事、処分費
庭・井戸・ぬれ縁	建物内の通り庭	中庭・井戸・ぬれ縁